

午前10時21分 開会

### ◎開会の宣告

○切敷光雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は24名ですので、定足数に達しております。

ただいまから平成30年3月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

### ◎開議の宣告

○切敷光雄議長 直ちに本日の会議を開きます。

### ◎議員の紹介

○切敷光雄議長 先般、吉川市選出組合議会議員、互金次郎議員、降旗聡議員、小林昭子議員の辞職に伴う改選の結果報告が2月5日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

中嶋通治議員でございます。

稲葉剛治議員でございます。

小野潔議員でございます。

### ◎議席の指定

○切敷光雄議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○剣持督己議会担当主幹 朗読いたします。

……朗読……

中嶋通治議員3番、稲葉剛治議員9番、小野潔議員15番。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

### ◎副議長選挙

○切敷光雄議長 次に、当組合議会副議長の選挙を行います。

当組合議会副議長は、互金次郎議員の辞職に伴い、欠員が生じております。

この際、副議長選挙の方法につきまして、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

副議長選挙の方法につきましては、慣例により指名推選とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○切敷光雄議長 お諮りいたします。

副議長選挙は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、指名推選といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会を、慣例により副議長選考委員会にかえさせていただきたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、副議長選考委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時32分 再開

### ◎開議の宣告

○切敷光雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎副議長選考委員長報告

○切敷光雄議長 休憩中に開催されました副議長選考委員会の結果について、委員長より報告をお願いいたします。

野口佳司副議長選考委員長。

〔野口佳司副議長選考委員長登壇〕

○野口佳司副議長選考委員長 議長のご指名によりまして、休憩中に開催いたしました選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当組合議会副議長には、吉川市議会議長でもあります中嶋通治議員を全員一致をもちまして推薦することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○切敷光雄議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、当組合議会副議長には中嶋通治議員を指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、中嶋通治議員を副議長とすることに決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました中嶋通治議員に、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

### ◎副議長就任挨拶

○切敷光雄議長 中嶋副通治副議長の就任のご挨拶をお願いいたします。

〔中嶋通治副議長登壇〕

○中嶋通治副議長 ただいま副議長に選出いただきました吉川の中嶋でございます。

浅学非才でございますが、議長を支えてしっかりと仕事をしてまいりますので、どうぞよ

ろしくお願い申し上げます。

### ◎諸般の報告

○切敷光雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第2項の規定に基づき、2月5日の閉会中において、議会運営委員に稲葉剛治議員、総務常任委員に小野潔議員、ごみ処理常任委員に稲葉剛治議員、し尿処理常任委員に中嶋通治議員を選任いたしました。

次に、監査委員から定例監査及び出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○剣持督己議会担当主幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 6 8 5 号

平成30年3月16日

東埼玉資源環境組合議会

議長 切 敷 光 雄 様

東埼玉資源環境組合

管理者 高 橋 努

3月組合議会定例会に提出する議案書の送付について

標記について、平成30年3月27日に招集いたしました組合議会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

#### 議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 1 東埼玉資源環境組合個人情報保護条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会条例制定について
- 1 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 1 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 1 平成29年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第3号）について
- 1 平成30年度東埼玉資源環境組合会計予算について

以上でございます。

○切敷光雄議長 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○切敷光雄議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

19番 後藤孝江 議員

20番 野口佳司 議員

21番 酒巻宗一 議員

を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○切敷光雄議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

○野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、東埼玉資源環境組合情報公開条例の一部を改正する条例制定についてのほか8件であります。

一般質問については1名の議員から通告がありました。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○切敷光雄議長 以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

#### ◎平成30年度組合運営方針の説明

○切敷光雄議長 次に、平成30年度の会計年度を迎えるに当たり、管理者から組合運営方針について説明を聴取いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 おはようございます。

平成30年3月定例組合議会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、ありがとうございます。

本定例組合議会は、新年度の事業を執行する予算案をはじめとする議案をご審議いただきますが、管理者としての組合運営方針を申し述べ、議員の皆様そして管内住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月に第二工場ごみ処理施設が完成し、4月から2工場体制によるごみ処理を開始したことから、平成28年度に組合全体で使用したエネルギー量が増加しました。これにより、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」による燃料の使用量を、計画的に削減する義務が課せられております。また、「水銀に関する水俣条約」が昨年8月に発効したことに伴い、廃棄物処理施設においても改正大気汚染防止法がこの4月から施行され、排出ガス中に含まれる水銀濃度の測定が義務付けられます。さらには、施設の空調設備に使用されるフロン類は、二酸化炭素より高い温室効果を有しているため、排出抑制を目的とした定期点検が義務化されるなど、環境法令の遵守・対応が厳しく求められております。

ここ数年にかけて、当組合では管内5市1町のごみとし尿の処理を安定的に行うため、施設の更新事業に取り組んでまいりました。平成28年4月に第二工場ごみ処理施設が新たに稼働したほか、老朽化したし尿処理施設にかわる新たな施設として、平成28年9月に汚泥再生処理センターの建設工事に着手し、公募により施設の愛称を「八條キラリ（K I R A R I）」といたしました。建設工事は当初の予定どおり順調に進み、この1月には設備の性能確認のため試験運転を開始いたしました。2月には関係者の皆様のご臨席を賜り、完成記念式典を挙行することができ、4月から本格的に稼働する予定となっております。

現在進めております第一工場ごみ処理施設の基幹設備大規模改修工事が平成31年度末に終了いたしますと、当面の施設整備事業がほぼ完了となりますので、今後はより安全で安定した運転管理に努めてまいります。ごみの減量化やリサイクルの推進により環境負荷の低減を進めるほか、新たな循環型社会形成のニーズにも的確に対応できるよう、様々な事業に取り組んでまいります。

安定した財政運営と環境に配慮した取り組みといたしましては、組合市町の将来人口や可燃ごみ・し尿の発生量などの予測を踏まえて策定を進めております「財政計画2018（案）」に基づき、今後の組合における事業計画や財政構造を明確にし、より効率的なごみ処理事業を推進してまいります。

組合の運営経費につきましては、組合を構成する市町からの分担金、ごみ処理手数料及び電力売払代金などの収入で賄っております。既存施設の大規模改修事業においては国の交付金及び地方債を活用し、電力の需給及び供給については競争入札を実施するなど、引き続き財源確保に努めてまいります。

また、環境マネジメントシステムに基づき、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減など、環境配慮活動に継続して取り組んでまいります。水俣条約の発効に伴う排出ガス中の水銀濃度測定といった新たな法規制にも的確に対応し、周辺環境に配慮した取り組みを推進してまいります。

環境啓発活動の推進につきましては、子どもから大人までよりわかりやすい情報提供を目指し、昨年「広報リユース」のデザインをリニューアルいたしました。今後も幅広い世代に読みやすく親しみのある広報づくりを目指してまいります。

また、環境意識の向上を図るため、管内の小学生をはじめ、より多くの住民が施設見学できるよう努めるとともに、管内住民や事業者を中心に協働して行う「環境と情報の集い」などをとおして、ごみ減量や地域環境保全への啓発事業に取り組んでまいります。

第一工場ごみ処理施設の運営につきましては、第二工場ごみ処理施設の稼働を受け、平成28年度から4年をかけて実施している大規模改修工事を着実に進めてまいります。平成30年度は工事3年目となり、これまでの排ガス処理設備更新工事に加え、ボイラ水管取替工事等を行い、平成45年度までの稼働を目指し、施設の延命化を図ってまいります。

また、経年劣化が進んでいる建屋本体につきましても、プラントの大規模改修工事に合わせ、平成30年度から2年かけて外壁などの改修工事に取り組み、建屋本体の延命化を進めてまいります。

稼働している焼却施設につきましては、安定した運転を確保するため「施設保全計画」に基づき、設備・機器類の定期補修工事を順次進めてまいります。

ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーの有効活用につきましては、発電により工場の電力を賄うほか、余剰電力を電気事業者に売却して自主財源の確保に努めてまいります。さらに、温水による熱供給につきましても、引き続き隣接する公共施設などへ安定供給を図ってまいります。

焼却灰につきましては、安定化したスラグに熔融処理し、第二最終処分場エコパーク吉川「みどり」に埋立処分してまいります。また、このほかの焼却灰及び焼却飛灰などにつきましては、県内外の最終処分場に埋立処分するほか、再資源化も進めてまいります。

資源の有効活用につきましては、管内で発生するせん定枝、刈り草を受け入れて堆肥の生産を行い、可燃ごみの減量及びリサイクルを図るとともに、有機栽培や緑化の推進に寄与してまいります。

第二工場ごみ処理施設の運営につきましては、稼働して3年目となりますが、引き続き環境対策を徹底して排出基準の順守に努め、地域の良好な生活環境を守りながら、草加市と八潮市の可燃ごみを適正かつ安定的に処理してまいります。また、発電した電力や蒸気による熱供給につきましても、近隣の公共施設へ安定供給を行ってまいります。

汚泥再生処理センターの運営につきましては、管内住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りながら、し尿を適切かつ効率的に処理してまいります。

また、これまで稼働してきたし尿処理施設につきましては、平成30年度から2年をかけて解体工事に取り組んでまいります。周辺環境に配慮した安全な施工に努めてまいります。

最終処分場の運営につきましては、第二最終処分場エコパーク吉川「みどり」及び第一最終処分場について、水処理施設などの運転管理を包括的に民間委託するとともに、主要設備機器の更新事業に取り組み、引き続き安全で安定した維持管理に努めてまいります。



組合管内の人口は92万人を越え、今後も緩やかに増加を続けることが予想されております。また、新たなまちづくりや企業誘致を目的とした土地開発などによる経済活動の活性化にともない、事業系ごみの排出量の増加も懸念されています。

このような状況を踏まえ、ごみの排出抑制や適正な分別、リサイクルの推進などについて、管内住民や排出事業者に対し周知・徹底を図るとともに、埼玉県や市町と連携・協力しながら、削減にむけた様々な施策に取り組んでまいります。

ごみ処理を取り巻く環境は、年々厳しさを増していますが、今後も循環型社会の推進や環境負荷の低減に努めるとともに、安全かつ安定的な事業運営に取り組んでまいります。

管内住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいりますので、引き続きごみの分別収集と減量にご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、当組合の運営方針を申し上げましたが、議員の皆様、そして管内住民の皆様には限りないご助言とご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○切敷光雄議長 以上で管理者の組合運営方針についての説明を終わります。

### ◎管理者提出第1号議案ないし第9号議案の

#### 一括上程、提案理由の説明

○切敷光雄議長 次に、管理者提出第1号議案ないし第9号議案までの9件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 本日、3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい折にもかかわらずご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

本定例会には、東埼玉資源環境組合情報公開条例の一部を改正する条例制定を初め、都合9件の議案をご提案申し上げますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第1号議案 東埼玉資源環境組合情報公開条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、東埼玉資源環境組合個人情報保護条例及び東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会条例を制定することに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、現在、管理者の附属機関として設置しております東埼玉資源環境組合情報公開審査会の名称を、東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会に改め、また、新たに管理者の附属機関として、東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会を設置することに伴いまして、同審議会に関する規定を新たに設けるなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第2号議案 東埼玉資源環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、東埼玉資源環境組合個人情報保護条例を制定することに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、個人情報保護制度の救済機関はプライバシー保護の観点からも情報公開制度との整合性を図る必要があることなどから、現在管理者の附属機関として設置しております東埼玉資源環境組合情報公開審査会と一本化するため、同審査会の名称を東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会に改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第3号議案 東埼玉資源環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、東埼玉資源環境組合情報公開審査会の名称を変更すること及び東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず、現在管理者の附属機関として設置しております東埼玉資源環境組合情報公開審査会の名称を、東埼玉資源環境組合情報公開審査会条例の一部が改正されることに伴い、東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会に改めるものでございます。

次に、東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会につきましては、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の

規定に基づき設置する管理者の附属機関でございまして、制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては審議会の意見をいただくものでございます。これにつきまして委員の報酬等を新たに定めるもので、報酬等の額につきましては報酬日額6,000円、費用弁償1日につき2,500円とするものでございます。

なお、報酬等の額は東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会の答申を踏まえて決定させていただいたところでございます。

本条例は、平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第4号議案 東埼玉資源環境組合個人情報保護条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される組合運営の一層の推進に資することを目的に、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。

ご案内のとおり、国においては近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集、分析が可能となる中、個人情報の保護を図りつつ、適切な規律のもとで、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、個人情報保護法の改正が行われたところでございます。こうした中、組合においても、法の趣旨にのっとった取り組みを行うとともに、今後の国の施策などにも適切に対応できるようにするため、個人情報保護条例を整備するものでございます。

主な内容でございますが、組合の保有する個人情報について、組合が個人情報を取り扱う場合のルールを定め、本人が自己に関する個人情報について開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、組合が保有する自己に関する個人情報について原則として開示することを定めております。

その他開示請求の手續に関する事項などを定めるものでございますが、詳細につきましては大変恐縮に存じますが、お手元の議案書をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第5号議案 東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、管理者の附属機関として東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会を設置するため提案するものでございます。

本審議会は、実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項について審議するほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について、管理者に意見を述べることができることとするものでございます。

委員につきましては、公共的団体等の推薦する者、学識経験者で構成し、6人以内としております。

その他審議会の運営に関する事項などの基本的事項を定めるものでございますが、詳細につきましては、大変恐縮に存じますが、お手元の議案書をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第6号議案 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

本議案は、埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

内容でございますが、入間東部地区衛生組合の解散に伴い、平成30年3月31日をもって埼玉県市町村総合事務組合から「入間東部地区衛生組合」を脱退させることについて関係地方公共団体と協議するものでございます。

次に、第7号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

本議案は、入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

内容でございますが、同組合に加入しております「入間東部地区消防組合」が「入間東部地区事務組合」に名称を変更することに伴い、組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するものでございます。

なお、本規約は平成30年4月1日から施行してまいります。

次に、第8号議案 平成29年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

このたびの補正予算では1億6,510万円を減額いたしますが、歳入では事業の確定による国庫支出金と組合債の整理のほか、決算見込みによる使用料及び手数料など整理が主なもので、歳出では事業費の確定に伴う整理が主なものでございます。

14ページをごらんいただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、使用料及び手数料の手数料では600万円を増額いたしますが、ごみ搬入見込み量の変更による整理でございます。

次に、国庫支出金の総務費国庫補助金では、災害廃棄物処理計画策定への交付金500万円を減額いたします。これは、現在交付金を活用して進めている大規模改修工事に付随する計画策定経費を交付金事業として申請しましたが、採択されず、減額するものでございます。

次の建設費国庫補助金では250万円を減額いたしますが、（仮称）汚泥再生処理センター建設工事の確定に伴う整理でございます。

次に、財産収入の財産売払収入では1億1,000万円を増額いたしますが、電力の売払増量による売払代金の増額でございます。

16ページをごらんいただきたいと存じます。

次に、諸収入の雑入では9,830万円を増額いたしますが、平成28年度の放射線対策経費に対する電子力損害弁償金8,730万円が主なものでございます。

次に、組合債では合わせて100万円を増額いたしますが、第一工場ごみ処理施設の施設整備工事及び（仮称）汚泥再生処理センター建設工事の確定に伴う整理でございます。

続きまして、歳出でございますが、28ページの議会費から34ページの公債費までにつきましてはそれぞれ事業費の確定などに伴う整理でございますので、事業別補正予算説明書をごらんいただき、ご了承賜りたいと存じます。

基金積立金の廃棄物処理施設整備基金費では、積立金利子の減額と予算を整理し、120万円の減額でございます。

恐れ入りますが、8ページにお戻りいただきたいと存じます。

続きまして、地方債補正は2件でございますが、第一工場ごみ処理施設整備事業及び（仮称）汚泥再生処理センター建設事業で、事業費の確定に伴う限度額の変更となっております。

次に、第9号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計予算についてご説明申し上げます。予算書及び予算説明書の10ページをごらんいただきたいと存じます。

平成30年度の予算規模は、対前年度比8.6%減の75億5,300万円でございます。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

16ページをごらんいただきたいと存じます。

分担金及び負担金の5市1町からの分担金でございますが、対前年度比2億円増の30億円でございます。これは現在策定中の「財政計画2018（案）」にて分担金を30億円としたものでございます。

使用料及び手数料の事業系ごみへのごみ処理手数料でございますが、対前年度比400万円減の14億5,100万円でございます。

国庫支出金の第一工場廃棄物処理費補助金では、大規模改修工事への循環型社会形成推進交付金などで、対前年度比1億1,287万円増の2億6,330万円でございます。

18ページとなりますが、財産収入の財産売払収入では、電力売払代金などで対前年度比930万円減の5億9,400万円でございます。売払先の入札を行った結果、売払代金が減少となっております。

20ページとなりますが、諸収入の雑入では、金属類売払代金などで対前年度比13万円増の1,605万円でございます。

組合債では、第一工場ごみ処理施設整備事業債12億4,840万円と最終処分場施設整備事業債2,000万円を合わせて12億6,840万円でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、48ページをごらんいただきたいと存じます。

議会費では、議会運営の諸経費などを計上しております。

54ページとなりますが、総務費では、第一工場ごみ処理施設の外壁補修などを行う第一工場施設等管理費2億9,600万円などを計上しております。

64ページとなりますが、事業費の第一工場ごみ処理事業では、ごみ処理施設運転委託料4億6,660万円、焼却炉定期補修等工事費5億100万円、ごみ処理施設基幹設備大規模改修工事費14億2,600万円など、プラント運転経費を計上し、42億9,508万円でございます。

66ページとなりますが、第一工場発電事業では、発電設備定期補修等工事費4億4,900万円が主なもので、5億4,378万円を計上しております。

堆肥化事業では、機械類の修繕料1,240万円が主なもので、2,406万円を計上しております。

70ページとなりますが、第二工場ごみ処理事業では、施設の運営とプラント運転を行うためのごみ処理施設運営委託料3,000万円が主なもので、3,130万円を計上しております。

第二工場汚泥再生処理事業では、生し尿及び浄化槽汚泥処理経費として、施設全体の運営とプラント運転を行うための汚泥再生処理センター運営委託料8,200万円が主なもので、8,860万円を計上しております。

72ページとなりますが、最終処分場埋立事業では、スラグの埋立処分経費として最終処分場運転委託料4,800万円及び最終処分場水処理設備機器更新委託料2,700万円が主なもので、7,676万円を計上しております。

公債費では、長期債を償還する元金及び支払利子などで9億5,710万円を計上しております。

74ページとなりますが、基金積立金の廃棄物処理施設整備基金費では、基金運用利子分として910万円を計上しております。

予備費につきましては、重立った建設事業が完了したことから、前年度から7,000万円減額し、3,000万円としております。

恐れ入りますが、8ページにお戻りいただきたいと存じます。

債務負担行為につきましては、2件ございます。

初めに、第一工場消防設備保守点検委託料では、消防設備の継続的な点検と維持補修を行うもので、2年間で限度額を1,200万円と定めるものでございます。続きまして、第二工場し尿処理施設処置棟等解体工事費では、稼働を終えし尿処理棟などを解体するもので、2年間で限度額を9億8,000万円と定めるものでございます。

次に、地方債につきましては、第一工場ごみ処理施設整備事業及び最終処分場施設整備事業の2件で、起債の目的、限度額などは予算書をごらんいただきまして、ご了承賜りたいと存じます。

以上、ご説明申し上げましたが、十分ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。私からの提案説明を終わらせていただきます。

○切敷光雄議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、ごみ処理常任委員会の開催及び議案審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時24分 再開

### ◎開議の宣告

○切敷光雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎諸般の報告

○切敷光雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されましたごみ処理常任委員会における副委員長の互選結果を報告いたします。

ごみ処理常任副委員長に、稲葉剛治議員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

### ◎組合行政に対する一般質問

○切敷光雄議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

10番、吉田俊一議員。

〔10番 吉田俊一議員登壇〕

○10番 吉田俊一議員 10番、吉田俊一です。

通告しております一般質問は、財政計画の作成と内容等の議論についてということでございます。

先ほど全員協議会で今回の「財政計画2018」の大きな特徴についての説明があったところでございますが、改めて質問をさせていただきます。

1点目は、これまでの作成の経過について報告をいただきたいと思っております。

2点目は、構成団体執行部や議会への情報提供についてどのようにお考えか、伺いたいと思っております。

3点目は、内容についての意見交換がどのように行われてきたのか、また、今後どのように考えていくのか、ご説明いただきたいと思っております。

4点目は、財政計画の歳入・歳出の考え方についてでございますが、先ほど全員協議会で前の財政計画、「財政計画2013」との比較表ということで大きく5項目についての説明がされたところですので。1つは、ごみ搬入量の予測、2つ目は、第一工場ごみ処理施設の建てかえの問題、3つ目は、新最終処分場の建設の問題、そのほか、基金残高、水銀対策ということ



で大きく変わった点について説明がありました。

第一工場の建てかえ事業については、前回、用地購入費等の確保等が盛り込まれており、そもそもの考え方についていかなものかということでお尋ねした経過もありましたが、今回は改めて、第一工場の問題については協議を35年度までの間に行うというような説明がされております。しかし、第一工場の問題については建てかえなのか、延命が可能なのかという議論もあろうかと思いますが、その点どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

ごみ減量によって最終処分場の延命や第一工場の改修工事の金額が圧縮されているように思いますが、今回の34年度までの普通建設事業ということで盛り込まれている内容について、どのような計画なのか、伺いたいと思います。

分担金については、30億円で30年度から34年度までは維持をするということで、歳入と歳出の不足分については基金を取り崩すというような説明でございます。構成自治体にとっては一般財源不足という問題がこの間続いておりまして、分担金を圧縮していただくことは非常に重要なことだと思っておりますが、大きな意味ではこの計画が30億円でしばらくは推移するというところでございますが、毎年毎年この収支を見ますと実際にはずれが発生していくのではないかと思います。「財政計画2013」におきましても基金残高は予定よりもかなり多く残っているというような状況になっておりますので、当面5年間ではあります、推移を見て、基金の残高や分担金の額について計画の間で一定の修正を行う考えはないのか、伺いたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの吉田議員さんのご質問にお答えいたします。関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

現在の「財政計画2013」は、平成25年9月に公表しておりますが、ご案内のようにその主な目的は、組合の取り組む事業とその財源等をまとめ、廃棄物処理施設整備基金の残高とのバランスをとり、分担金を平準化することにあります。計画を策定してから、第二工場ごみ処理施設と汚泥再生処理センターが完成し、あわせて第一工場ごみ処理施設の大規模改修事業も国の交付金を活用して進めており、平成32年3月に終了する予定となっております。

これらの大規模な施設整備事業の事業費等を「財政計画2013」と比べてみますと、計画の整備事業費約223億円が約206億円となり、支出額は17億円減少しております。特定財源の国

庫補助金では、国の補正予算事業と新たな交付金の採択を受け、計画の約48億円が約58億円となり、歳入額は10億円増加しております。その結果、組合債を含む組合の負担額では、計画の約177億円が約148億円に減額となり、負担額が29億円減少しております。

また、組合の5市1町が新たに進める災害廃棄物処理計画や新たに排出ガスにおける水銀の基準値が大気汚染防止法に盛り込まれるなど、組合が新規に取り組むべき課題もございます。このような背景を踏まえ、将来の第一工場ごみ処理施設の建てかえも視野に入れた新たな財政計画が必要と考え、平成29年4月から現在の財政計画の見直し作業を続けております。

新たな財政計画では、計画期間を平成30年度から平成40年度までとしておりますが、自主財源の柱であるごみ処理手数料では、5市1町がそれぞれ作成したごみ搬入量予測を基礎として計上しております。また、電力売払代金では、第一工場の焼却計画と売電の市場価格により算定しております。

事業に必要な経費においては、新たに対応すべき事業を見込むとともに、設備の整備やプラントの維持補修での無駄な経費がないように配慮しております。今後の組合の事業はプラントの維持補修が中心となることから、基金残高は20億円ないし30億円を確保することとし、現在の基金を取り崩し歳入に繰り入れすることで、分担金を抑制しております。

財政計画の見直し作業を進めていく過程では、策定に係る主要な方針や平成30年度以降の分担金と基金残高などにつきまして、組合理事会において決定しております。

作業の進展により、5市1町の廃棄物処理主管課と組合で構成する東埼玉資源環境組合事務連絡協議会の平成29年5月総会などにおいて、「財政計画2013」の見直し作業に着手することや分担金の見込み及び新たな水銀対策事業について協議した経過がございます。

続いて、平成30年度以降の分担金について8月の理事会で決定し、額を30億円とすることなどについて5市1町の財政主管課等に通知してございます。

組合議員の皆様には「財政計画2018（案）」の概要を全員協議会でご説明させていただき、ご意見等を伺うなど、今後につきましても機会を得てご説明させていただきます。

6月定例会におきまして、皆様のご意見等を参考にさせていただいた「財政計画2018」の詳細につきまして改めてご説明させていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

○10番 吉田俊一議員 「財政計画2013」の見直しを行ってきた基本的なスタンスというか、

考え方については私も賛同いたしますが、詳細について、規模が大きいのできちんと事業の内容等も明らかにしながらやったほうがいいと思います。私たちもこの資料3枚ということで、大きな要点はこれで理解はできますが、詳細はわからないという、そういう中身になっております。

例えば維持管理、大きな建設事業がないとしても、当面組合が所有している処理工場の維持管理にどういったものがかかっていくのか、そういったものも明らかにしてもらった上で説明をいただいたほうがいいように思うんです。そういった資料は私たちにもまだ配付されておりませんし、恐らく市の担当者のところにもきてはいないと思いますので、ある程度組合の執行部のほうでまとまっているのであれば、提示していただきながら、意見交換ができるようにしていただいたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

基金の管理の問題と分担金は連動しておりますので、乱暴な議論はできませんけれども、この5年間を見ても、当初つくった財政計画と実際の決算とのずれが毎年発生をして、5年間の最終年度くらいになるとかなり基金が積まれてしまうということで、平成29年度はそういったところで分担金を大幅に減額されているということでそれは評価したいと思います。新しい「財政計画2018」の中でも、恐らくずれが発生するはずだと思いますが、こういった問題についてどのように取り扱うのか、伺いたいと思います。

あと第一工場の議論はこれからということで説明があったところですが、ごみの処理量が減少していく中で、第一工場の炉の負担も軽減されているはずだと思うんです。そういう中で改めて建てかえを必要とするのか、あるいは中のプラントの入れかえや改修等で延命が図れるのかどうか、そういった議論もあるのではないかと思います。その点はどのような状況なのでしょう。

○切敷光雄議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えします。

財政計画は、あくまでも計画でございますので若干のそごは出てくると思います。それは皆さんにもご承知いただきたいと思います。

「財政計画2013」については、おかげさまで第二工場ごみ処理施設の建設費が予定よりも安くできた、汚泥再生処理センターも大分財政的には助かった、こういう経過がありまして、大きく基金がふえて、分担金を減らすことができたということでございます。大規模改修も

あと2年で、32年までかかり、それらについては確実に見込んで計上しております。15年くらい先にまだ使えるという前提で大規模改修をやるものですから、建てかえるかどうかという件につきましてはこの四、五年後に計画をするということで、十分議論していきたいと思っております。

詳細につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

[岩上福司事務局長登壇]

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、詳細な事項についての説明ということでございましたけれども、この概要説明の中にあります普通建設費補助というのは今やっております第一工場の基幹設備の大規模改修工事が入っております。排ガス設備の更新と、それとボイラ水管の取り替え工事を2年かけてやるということの費用がここに見込まれてございます。さらに普通建設費単独ということでございますが、こちらは機器についての定期的補修とか基幹設備の更新とか、そういった費用が今現在見込んでございます。こういった細かい事業の内容につきましては、これを冊子にしまして、6月の定例議会のほうでまた再度ご説明をさせていただきたいと考えてございます。

また、基金と計画とのずれということで、その際にどのような対応をするかということでございますが、東京電力の弁償金等も入ったり、あと基金残高が見込みより多くなった場合につきましては、補正予算、もしくは次の年の当初予算ということで検討させていただいて、従来どおり補正予算の中で分担金を減額させていくということになろうかと思っております。

あと第一工場の議論という話でございますが、こちらについては今延命化ということで大規模改修の工事を進めておりますが、いずれこちらの部分を建てかえをするのか、またこの施設を使いながら更新をするのかということの議論になってくるかと思っております。この次の財政計画を平成35年くらいまで検討を始めて、そのやり方によって相当事業費が大きく異なりますので、こういったものが一番効率のよい計画なのかを議論させていただきながら、次回の財政計画の中に反映させていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対して、重ねての質問はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

○10番 吉田俊一議員 おおむね考え方については理解できたと思いますが、数字が並ぶ表

をばっと見て、すぐどうだという議論はちょっと難しいので、組合の事業の内容は大きな事業規模になっていますから、詳細の数字も少し事前に配付していただかないと質問もできないという形になってしまうので、できるだけこの情報提供は早めにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○切敷光雄議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、皆さんにご理解いただけるように、できるだけ皆さんに情報提供して取り組んでいきたいと思っておりますが、きょうのところは基本的な事項については全員協議会で説明させていただいたとおりでございます。その中で、あくまでも計画ですから、若干のそごはこれは出てくることはご承知いただきたいと思います。できるだけ計画に基づいた管理運営をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○切敷光雄議長 以上で一般質問を終結いたします。

#### ◎管理者提出第1号議案の質疑

○切敷光雄議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第1号議案 東埼玉資源環境組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎管理者提出第2号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第2号議案 東埼玉資源環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、議案第2号 東埼玉資源環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例制定について、3点質疑いたします。

まず最初に、附則のところに経過措置というのがあります。ここには従前、情報公開審査会条例第2条第2項で、審査会委員に委嘱されている者は、改正後のこの東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱された者とみなすというみなし規定がありますが、現在委嘱されている、要するに情報公開審査会の委員がそのまま横滑りという形になるのではないかと思うんですが、現在委嘱されている委員はどんな方でしょうか。その中に顧問弁護士は含まれているかどうか第1点です。

第2として、その方たちの任期はいつまでとなるのか。東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の施行日は平成30年4月1日となっていることから、4月1日から2年間になるのか、その辺についてご説明ください。

それから、審査会委員の男女比についてお聞かせください。

以上です。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては総務課長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 総務課長。

〔田中祐行総務課長登壇〕

○田中祐行総務課長 それでは、ただいまの矢澤議員さんのお尋ねにお答えさせていただきます。

まず、1点目、経過措置の関係でございますが、経過措置につきましては附則のとおりでございます。現在いる委員さんをそのまま任命させていただくというような規定の解釈でございます。

また、弁護士さんの関係でございますが、現在この審査会委員さんの中には弁護士さんにつきまして委嘱をさせていただいております。

任期につきましては2年間の捉え方でございますが、新たに4月1日から2年間というこ

とではなく、附則のとおり、現在の委員さんを委員としてみなさせていただきますので、現在の任期をそのまま引き継いでいただくようなことになります。

また、3点目の男女比でございますが、現在のところは、委員さんの構成は3人ですが、男性の方3人という状況でございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 それでは、再質疑させていただきます。

現在の委員さんの中に弁護士さんがいらっしゃるということですが、私は顧問弁護士が含まれていますかというふうにお聞きしたのですが、顧問弁護士の方ということで理解してよろしいのですか。もし仮に顧問弁護士であれば利益相反という関係になると思うんです。だから、以前八潮市の審査会でも顧問弁護士が委員になっていまして、それは利益相反になるということでその方に退任していただいたことがあります。そういう形ではないのかどうか、そこを確認したいと思います。

それから、2番として、任期を引き継ぐということになっておりますが、現在の委員さんの任期はいつまでなのかということです。

それから、3点目として、男女比、今男性3人ということですが、構成5市1町の中ではほとんどの市町でも男女共同参画推進条例、そういった条例を発効して、審議会の委員とかあるいは審査会の委員とか、そういういわゆる政策決定ができるような場に女性を登用するという動きがあり、八潮市の場合は40%を審議会委員の委員に占めるという目標を定めておりますが、この審査会の委員を選定するに当たって、3人のうちせめて1人でも女性を入れるといったお考えは今後ないのかどうか、その辺についてお聞きします。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 男女の構成につきましては、現在は女性がいらっしゃらないということですが、その辺は十分検討させていただきたいと思います。

そのほかのことにつきましては、総務課長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 総務課長。

〔田中祐行総務課長登壇〕

○田中祐行総務課長 それでは、再度ご質問にお答えさせていただきます。

1点目の弁護士さんにつきましてでございますが、私どもが委嘱をさせていただいている弁護士さんにつきましては、当組合の顧問弁護士さんではございません。

また、2点目の任期につきましては、現在の委員さんが引き継いでそのままになりますので、平成30年10月31日までを任期としております。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 男女比については今後検討して下さるということなので、越谷の埼玉弁護士会でも女性の弁護士がおりますので、なるべくそういう方を推薦していただきたいというふうに思います。それについてのお考えをお願いします。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、十分検討しまして、また任命するときにはそのようなことを心がけてまいりたいと思います。

以上です。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

### ◎管理者提出第3号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第3号議案 東埼玉資源環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。



### ◎管理者提出第4号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第4号議案 東埼玉資源環境組合個人情報保護条例制定について  
質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、議案第4号 東埼玉資源環境組合個人情報保護条例制定について、5点質疑いたします。

まず最初に、今回のこの条例は新設なんですね。恐らく5市1町の自治体でも、国のほうの「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が昨年から施行されておりまして、法改正の趣旨を踏まえて各自治体では個人情報保護条例の一部改正を既に行っていると思うんです。八潮市議会ではこの3月議会で改正しております。

なぜ今新設なのかということですが、ほかの一部事務組合の条例制定の状況を調べてみましたら、秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例が平成28年12月、それから、朝霞地区一部事務組合では平成25年9月27日に制定されていますので、なぜ今平成30年3月で制定なのか。制定していただくほうがいいのですが、これまでも個人情報というのは組合独自でも取得されていると思いますが、それについてどうして今なのかということが1点です。

それから、2番目として、個人情報保護条例が未制定のときにはどのように対応していたのでしょうか。例えば今度新設される条例には第11条の適正な維持管理とか、第14条の開示請求などが入っておりますが、先ほど管理者の議案提出の理由として、ルールを定めるのだということをおっしゃっていましたので、そのルールがなかった時代はどのように対応していたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目として、情報公開も個人情報保護も公文書管理とセットです。公文書管理がきちんと行われていることが前提ですので、東埼玉資源環境組合の公文書管理はどのように行っているのか、お聞かせください。

それから、この条例の第2条第1項第2号では、生存しているとなっていないのです。個人の情報が、国のほうの法律では生存しているものに限るというふうになっておりますが、この組合の条例では生存しているとなっていないため、この中には死者も含むという解釈でいいのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に、公文書管理条例の策定予定はあるのかどうか、お聞かせください。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては総務課長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 総務課長。

〔田中祐行総務課長登壇〕

○田中祐行総務課長 それでは、ただいまのお尋ねにつきまして順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目のなぜ今新設なのかというようなお話かと思えます。

この部分につきましては、先ほどの管理者の提案説明の中でもありましたとおり、昨今国のほうにおきましては個人情報保護関係の法律が改正されたところでございます。また、それを受けまして構成市であります5市1町の中でもそのような動きがあるということは事実でございます。私どもはそのような国の法律の改正を受け、さらには5市1町の動きを見据えながら動いてきたわけでございます。特に平成29年5月19日付の通知、総務省大臣官房地域力創造審議官からの通知でございしますが、この通知の中におきましても現在まだ制定していない一部事務組合等においては個人情報保護の条例制定に早急に取り組んでいただきたいというようなこともあったところでございますので、その趣旨を受け、また、ビッグデータの活用が国でもどのようになされていくかということも不透明なところもありますが、ここでしっかり個人情報保護条例は制定しておくべきだと考えまして、制定をさせていただく予定でございます。

また、今までルールがなかったときはどうしたのかというお尋ねでございしますが、これにつきましては、個人情報の保護に関する法律、さらには行政機関に関する個人情報の保護に関する法律につきましてはご案内のとおりでございます。また、そこにおきましては個人情報保護に関する基本方針、こういったものもございします。今までの運用につきましては、この法、さらには基本方針の考え方に基づいた中で運用させていただいたのが実情でございます。

また、3点目の公文書の管理につきましては、私どもにつきましては文書管理規程というものを組合で持っておりますので、その規程に基づきまして管理をさせていただいているところでございます。

また、4点目、生存者との関係でございますが、この条例の解釈としましては死者に関する個人情報の場合でありましても、遺族固有の情報と認められる場合につきましては遺族本人の個人情報としての開示の請求が可能というような制度で運用してまいりたいと考えているところでございます。

また、公文書管理条例の制定についてでございますが、この点につきましては国におきましても現在ガイドラインが改正されているところだと承知しております。しかしながら、この部分につきましてはまだ実際に運用しているところも少ないという他市の状況等も踏まえながら、調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 確かに私も見て驚いたのですが、総務省の個人情報保護条例の見直し等についての通知の中で、一部事務組合についてはつくってないところがたくさんあるというような記述があって、「一部事務組合及び広域連合の中には、いまだに個人情報保護条例を制定していない団体が存在する。個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、これらの一部事務組合及び広域連合では個人情報保護条例の制定に早急に取り組むことが必要である」というふうにあるわけです。ただ、これはいわゆる技術的助言という、そういう一つなので、私は組合が独自で必要性を感じてほしかったなというふうに思うわけです。これを機に、個人情報保護にさらに努めていただきたいと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

それから、もう一つ、文書管理規程というのがあって、それにのっとって公文書管理をされているということですが、例規集を検索してみたのですが、公文書管理規程が出てこないのです。それはどこを見ればいいのか教えていただきたいと思えます。

以上です。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 個人情報保護の関係につきましては、慎重に、今回新たに制定ということでございますが、きちっと対応していくように努めてまいります。

公文書管理規程については総務課長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 総務課長。

〔田中祐行総務課長登壇〕

○田中祐行総務課長 それでは、お答えいたします。

公文書管理規程のことですが、私ども東埼玉資源環境組合の中では東埼玉資源環境組合文書管理規程という名称で制定してございます。例規集というか、多分ホームページでもごらんになっているかと思いますが、第4編の行政一般、第1章の3つ目に東埼玉資源環境組合文書管理規程という項目で載せさせていただいております。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○11番 矢澤江美子議員 ありません。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎管理者提出第5号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第5号議案 東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、議案第5号 東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会条例制定について、2点質疑いたします。

まず、第3条第1項で委員は6名以内となっておりますが、この男女比についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、第3条第2項第1号で、公共的団体等の推薦する者というふうに記載されておりますが、公共的団体とはどのような団体か、ご説明をお願いします。

以上です。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 男女比の件につきましては、先ほどお答えしたとおり、十分配慮してまいりたいと思っております。

また、その他につきましては総務課長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 総務課長。

〔田中祐行総務課長登壇〕

○田中祐行総務課長 2点目のご質問でございます公共的団体等というのはどのようなものかというお尋ねでございますが、現在考えておりますところにつきましては、大きな枠組みとしての捉え方ではございますが、例えば経済産業的な団体の方、さらにはまちづくり、市民参加の団体、さらには女性関係、健康福祉とか、女性リストみたいな中からも選ぶことが可能なのかなというふうに大きく捉えているところでございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 公共的団体等というところで大きな枠組みを示していただいたわけですが、ぜひとも審議会ですから、情報公開とか個人情報とか、そういったものに関心のある方も中に入っていたらいいと思うんです。普通、審議会の委員の選出は有識者という、トップが決める場合が多いのですが、確かに人間的には人格高潔というか、そういうところがあるかもしれませんが、その分野についてはどうかというふうに疑問を感じる時もしばしばあるわけなので、ぜひともそういうことに関心のある方たちを任命していただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては十分考慮して対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○11番 矢澤江美子議員 ありません。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第6号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第6号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第7号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第7号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第8号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第8号議案 平成29年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

〔10番 吉田俊一議員登壇〕

○10番 吉田俊一議員 10番、吉田俊一です。

第8号議案 平成29年度補正予算について1点お尋ねします。

補正予算書の6ページ、歳入の部分でございますが、第5款繰入金、今回3億7,100万円の減額補正となっております。基金からの繰り入れを戻したということでございますので、29年度末の基金残高を明らかにしていただきたいと思っております。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

28年度末の基金残高につきまして、85億4,500万円でございます。それとここで調整しまして、繰入金が8億300万円、それと積立金ということで1,100万円でございます。その結果、平成29年度末の基金残高でございますが、77億5,300万円でございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

○10番 吉田俊一議員 ただいま平成29年度末は77億5,300万円になるという答弁でございます。先ほど財政計画の見込みでは77億5,300万円ということで、この数値で全部計画がされているということで理解をすればよいということで間違いないでしょうか。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましても事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの財政計画の収支見込み案の額と今回の額が一致しているのかということでございますが、29年度末、そちらの表にありますように77億5,300万円で、一致してございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○10番 吉田俊一議員 ありません。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第9号議案の質疑

○切敷光雄議長 管理者提出第9号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、議案第9号 平成30年度東埼玉資源環境組合会計予算について3点質疑いたします。

まず、この予算説明書の17ページで分担金がありますが、内容は各市町が均等に負担する平等割が15%で、あとはごみとし尿の搬入量によって負担する搬入割が85%ということはおわっているのですが、この搬入割の金額はどのような根拠に基づいて、要するに前年度の数値で計算するのかどうか。組合議会の議員になったのは初めてなので、詳しいことがわからないので、その辺をご説明ください。

それから、自治体側から組合に分担金を支払うわけですが、これは一括納入なのか、分割なのかということをお聞かせください。

それから、27ページの計画管理費で広報事業があって、「広報リユース」の発行が年に4回で、予算概要を見ましたら、年4回発行、119万部というふうになっておりました。草加市、松伏町ではシルバー人材センターによるポスティングで、そのほかは新聞折り込みということになっておりますが、このシルバー人材センターによるポスティングのコストと新聞折り込みのコストの差はどうなっているのか、お聞かせください。今新聞をとる家庭がどんどん減少しているので、ポスティングのほうが効果的かなと思うわけですが、それについてポスティングに切りかえる予定があるのかどうかということです。

それから、31ページの3款1項2目の第一工場ごみ処理事業について、42億9,508万円が計上されているのですが、これも予算の概要を拝見しますと新たに県外リサイクル工場への焼却残渣搬出を行うという説明があるわけですが、新たな県外リサイクル工場はどのような施設なのか、お聞かせください。

以上です。



○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、歳入部分の分担金の搬入割の根拠でございますが、平成29年1月から12月までの各市町の搬入量実績に基づきまして案分させていただいております。分担金の平等割を除いた部分の額につきまして、そういった割合でさせていただいております。

分担金につきましては、年4回に分割して払っていただいているという状況でございます。

それから、「広報リユース」の関係でございますが、新聞折り込みですと新聞を購読する方が年々減ってきてございます。そういった意味で皆様のほうに確実に広報を届けるにはポスティングがいいということで、28年度から草加市につきましてはシルバー人材センターで全戸配布ということをやっております。30年度につきましては松伏町につきましてポスティングの全戸配布を予定させていただいております。

それから、今後なるべく広報を読んでもらいたいというふうに考えてございまして、そういったシルバー人材センター等を利用して、各市町のほうにご協力いただく調整をさせていただいて、なるべくならそういう形でポスティングのほうに切りかえていきたいと考えてございます。

コストにつきましてはですが、草加市につきましては1部当たり3.53円、松伏町につきましては1部5円ということで全戸配布の費用でございます。税抜きでございます。新聞折り込みよりは少し割高になってございます。

それから、ごみの処分の灰処理の関係でございますが、こちらは従来より処分場を少し変えてございます。焼却の残渣、灰の中に金属等が入ってございまして、その金属を処理するところを30年度につきましては福島県の民間リサイクル施設に切りかえてございます。約650トン出る予定でございまして、そちらのほうでリサイクルとしてもう1回処理していただいで活用できるような施設ということでございまして、そちらに搬出する予定でございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 ポスティングは草加市の場合は1部3.53円で、松伏町の場合は5円ということですが、現在の新聞折り込みのコストは幾らなのでしょう。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましても事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

[岩上福司事務局長登壇]

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

新聞折り込みにつきましては1部当たり4円ということでございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○11番 矢澤江美子議員 ありません。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

[10番 吉田俊一議員登壇]

○10番 吉田俊一議員 10番、吉田俊一です。

第9号議案 平成30年度予算について4点お尋ねをいたします。

歳入歳出の総額は75億5,300万円ということですが、歳出のほうからお尋ねいたします。予算書の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。第3款事業費58億7,780万円、前年と比べて14億2,621万円の増額となっております。予算の77.8%を占めているところです。

この中でお尋ねしたいことは、まず事業費の中にある工事請負費でございます。31ページをお開きいただきたいと思います。第一工場廃棄物処理費の中にあります工事請負費32億5,620万円、続きまして、32ページ、33ページの第二工場施設管理費の中にあります工事請負費3億2,400万円、この内容について説明いただきたいと思います。

2点目は、3款1項1目の第一工場施設管理費の中にある負担金補助及び交付金1億6,951万円についてお尋ねします。

概要書の中に内訳が書いてありまして、この中の環境整備事業費負担金1億4,830万円について前年と比べて増額もしておりますが、こういった内容の事業が行われるのか、負担金の設定について説明願いたいと思います。

3点目は、歳入に戻りまして、10ページをごらんいただきたいと思いますが、分担金及び負担金30億円ということで、前年度が28億円でごさいます、2億円増額ということであり、ます。財政計画との関係であるとは思いますが、金額自体をもう少し減額できなかったのか、状況を伺いたいと思います。

4点目は、分担金について、17ページに構成5市1町の各分担金額が書かれておりますが、人口1人当たりで換算すると5市1町の状況、あるいは組合全体の平均はそれぞれどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

歳出の部分の事業費のうちの工事費のところでごさいます、第一工場の事業につきましては、まず主なものと定期補修工事費でごさいます。定期補修工事につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて機器の正常な機能を確保するため毎年度実施するというものでございまして、焼却施設、灰溶融炉設備、並びに高温水設備について点検、清掃、整備、各種試験などを行うものでございまして。

それから、ごみ処理基幹設備改造工事費ということで計上してございまして、こちらにつきましては、各設備の運転管理をするためのモニター設備更新工事、それから、排ガス処理設備更新工事、それから、計装制御設備更新工事などございまして。

それと第一工場のごみ処理施設基幹設備大規模改修事業ということで、こちらは28年度から4カ年かけまして焼却炉を1炉ずつ停止しまして排ガス処理設備の更新工事を行ってございまして。30年度からはそれにあわせましてボイラ水管取替工事を実施するというもので、31年度に完了する予定でございまして。こちらの改修工事費につきましては14億2,600万円ほど計上させていただきます。

それから、第二工場の工事費の内容でございますが、今まで使っておりましたし尿処理設備を新たに汚泥再処理センターができたものですから、解体をするという予定でございます。来年、再来年2カ年をかけまして解体撤去をしまして、その後場内整備を行うということで、債務負担の限度額を9億8,000万円予定してございまして、平成30年度は3億2,400万円を予定してございます。

主な解体のものでございますが、処理棟としまして、処理棟が鉄筋コンクリート造りで地上1階地下1階建てというものと、それと煙突と処理設備機器など、ボイラー棟といったものを取り壊します。次年度につきまして、主に既存の鋼管ぐいが口径600から400ミリメートルの鋼管のものが、約49メートルから56メートルの長さのものが合計で271本入ってございますので、それを全部撤去して処理をするといったことで、2カ年をかけて行う予定でございます。

それから、第一工場の環境整備負担金の関係でございます。第一工場の地元連絡協議会と「第一工場ごみ処理施設の操業に係る環境保全等に関する協定書」を平成26年12月に締結してございます。その協定書の第4条に周辺環境整備等の対策ということがございまして、27年8月31日に「第一工場基幹改修工事に伴う周辺環境整備等に関する覚書」を締結しまして、平成28年度から5カ年をかけまして第一工場の周辺環境整備等の事業を実施してございます。やり方につきましては、設計及び施工につきましては越谷市が行いまして、組合は負担金を越谷市に支払うといったやり方をしてございます。28年度から29年度、30年度では1億4,830万円の予定でございまして、5カ年の総合計につきましては水路と収集車等の搬入道路事業としまして5億3,700万円を予定してございます。

それから、歳入のほうの分担金の関係でございますが、30億円ということで予定させていただいていますが、こちらは今まで基金について積み立てたものを建設の事業がほぼ終わったことで維持管理の事業に振り替えたということで、基金を取り崩して歳入に充てるということで、基金残高については故障した場合の対応と災害に対する対応ということで20億円ないし30億円を持っていたいということの計画の中から、30年から34年度までにつきましては分担金を30億円とさせていただいたものでございます。

あと自治体ごとの分担金の額でございますが、1人当たりどれくらいかということでございます。平成30年2月1日現在の人口をもとに分担金を1人当たりで計算いたしますと、越谷市が2,914円、草加市が2,689円、八潮市が4,182円、三郷市が3,611円、吉川市が3,838円、松伏町が6,147円ということで、全体の平均では3,260円となっております。全体との比で

は松伏町が約1.88倍、越谷市が0.89倍ということで、1人当たり直しますと差が出ているといった状況でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

○10番 吉田俊一議員 事業費の工事の内訳等は了解しました。

負担金の問題についてお尋ねしたいのですが、地元の協定書に基づいての事業ということでありましたが、以前、この地域の問題としては、地下水のくみ上げでかなり周辺の地域で地盤沈下が起こったことで、ポンプなどの設備が整えられたり、あるいは水路や道路等の補修もお約束をしてあって定期的に事業が行われているというような話を聞いたことがあるのですが、今回計上されている負担金というのは全く新たな考え方に基づいたものなのか、今までの地元との協議の継続的なものなのか、事業規模等は何によって決められているのか、その点説明をいただきたいと思います。

分担金の問題については総枠については長期的な財政計画の中で今回は30億円ということになったということで了解はいたしますが、組合の規約に基づいて分担金の計算がされていることは承知しておりまして、それについて間違いはないのでしょうか、予算の状況を見ても、実態と負担の関係の問題が広がっているように思うわけです。先ほど言った歳出の事業費は77.8%でありまして、事業の後年度負担の公債費を入れれば約90%になっています。ですから、事業にかかる費用は、どれだけ事業を行ったかによって案分されるべきものですが、組合の分担金については15%の平等割が全部にかかっておりますので、やはり実情と分担金の計算方法にずれがある。このことが人口1人当たりで換算すると少ない自治体と多い自治体で2倍近く、平均から比べても一番差がある松伏町だと1.88倍、ちょっと差が大きく広がってしまっているということで、やはり事業の実情を踏まえた分担金のあり方を検討していただく時期にきていると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問の中で、分担金の差、人口1人当たりということについては先ほどお答えしたとおりでございますが、平等割が15%、搬入割が85%ということで算出すると、やはり人口1人当たりになると人口の少ない松伏の比重が高まっていく、こういう計算になりますので、いろいろと前から吉田議員さんからご質問のあったとおりでござい

ますが、平等割の必要性についても一定の根拠をもって今日まで取り組んでまいりましたので、1人当たりになると確かに人口の差によって出てまいりますが、ぜひこの点はこれまでの経過をご理解いただきまして、ご承知賜りたいと思います。

そのほかにつきましては事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

[岩上福司事務局長登壇]

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

環境整備事業費負担金の中に、増林地区が地盤沈下を起こして、用水路が不同沈下してしまったというために組合のほうが整備の負担をしていたといったものもこちらの中に入っております。これが協定を結ぶ中で、今までの地盤沈下の影響があった部分の道路とか水路の整備費を整理いたしまして、先ほど申し上げました5億3,700万円の中に入れていただいております。それは従来からの整備の方法で、組合が50%、越谷市が50%負担という従来からのルールを継承いたしまして、そこに今回の環境整備の中に費用として入れさせていただきます。

それと分担金の平等割の関係でございますが、平等割につきましては私どもとしましては固定経費というふうに見込みますと、議会費と総務費が該当すると考えてございます。この財政計画上の総務費と議会費を入れて分担金の割合を計算させていただきますと、おおむね20%くらいになるというふうに見込んでございますので、今の平等割の15%が決して高いものではないというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

○10番 吉田俊一議員 負担金の問題について再度お尋ねしますが、以前から地元とお約束をしていた地盤沈下の対策事業と新たに今回地元の整備費ということで加わっているということで説明がありました。私も以前の地盤沈下の影響地域がどのくらいあって、どの程度が改善されているのかまで承知はしてないのですが、この5年間の事業でそういったものも含めて全部過去のものは清算という意味合いになっているのか、再度確認したいと思います。

分担金の問題については財政計画の中でも説明がありましたが、大きな事業はこの5年間入っていないという中で、ことしの予算についても約9割は事業関係の費用でありますから、少なくとも固定経費として計上できるのは議会費と総務費くらいの範囲かなというふうに予

算書を見ると見えるわけです。細かい議論は確かにありますが、予算、決算を見ますとそういう実情がずっと続いておりますので、ぜひ理事会でも検討いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

第一工場の地元負担金ということで、今まで明確な協定がなかったわけでございます。草加市、八潮市のそれぞれ施設のほうで協定を結びましたので、それと同じような形で協定を結んで、第一工場の周辺の整備というか、そういった対策費として改めて協定を結んで行わせていただきたいと思いますということで、平成32年度までの計画ということで、それ以後についてはもうないということになります、これから、ほかの第二工場の関係等、他の関係もありますから、同じような形にさせていただきたいということで、今回新たに地元の皆さんと協議をして協定を正式に組み直したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、分担金につきましては、総務費と議会費を共通経費ということで算出してみますと、先ほど事務局長が言いましたように20%前後の費用が総務費と議会費にかかっているということをお考えますと、あながち15%が特段大きな負担になるということではないだろうということで、理事会で正式に議論しておりませんが、そういうことでは理事会の中でもご理解をいただいていると私は認識をいたしておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

4番、川上力議員。

〔4番 川上 力議員登壇〕

○4番 川上 力議員 4番議員の川上力でございます。

9号議案につきまして1点お聞きをいたします。

予算書の19ページの4款財産収入、2項財産売払収入の中に生産物売払収入ということで堆肥売払代金400万円というのがございます。「財政計画2013」では、ずっと650万円が売払代金ということで計画をされていると思いますので、受け入れとか生産販売に余力があるの

かなというふうに思うのですけれども、この平成30年度に400万とした理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

堆肥事業につきましては、今現在徐々に生産量がふえてきてございます。30年度につきましてはせん定枝、刈り草の堆肥の販売量では約400トンということで計画させていただいてございます。そのため予算額につきましては400万円ということで計上させていただいておりますが、財政計画上はもうちょっと搬入量も多くなって、販売量を多くしたいということで650万円ほど計上させていただいてございます。

以上でございます。

○切敷光雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

4番、川上力議員。

○4番 川上 力議員 ただいまご答弁をいただきまして、計画では搬入、生産等も本当は多くしたいということで、実績ベースで400トンで400万円の計上というお話をいただきました。

堆肥化事業そのものはごみの減量とかCO<sub>2</sub>の排出削減などに効果があることだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っておりますが、67ページを見ると使用料及び手数料ということで1,706万円計上されております。これは事業者の方が搬入した際にはトン当たり幾らということではなく金額というふうに承知しておりますけれども、管内の市町民の方が個別に搬入する場合には無料であるというふうに認識しております。この制度の周知はどのようにしているのか。

また、高齢化も進んでおまして、自宅で伐採した枝とかを自分で運んでこられないような高齢者の人とか、あともともと運転免許もなくて自分で搬入できないという方もいらっしゃるかと思います。こういった方について代理搬入というのは認めているのか。また、そういったことを今後検討していくつもりがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○切敷光雄議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。



高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては事務局長から答弁申し上げます。

○切敷光雄議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

今現在、堆肥の販売につきましては月に3回行っていまして、5月からは月に4回という取り組みをさせていただいてございます。今後はそれをふやしていくということではもっと販売の日数をふやすとか、時間をふやすとかということを検討させていただいております。

それと個別搬入につきましては、今無償ということでやらせていただいております、周知方法は広報と、それとホームページなどで、個人搬入は予約をしていただいて、個人で持ち込んでいただければ無料ですということでご案内をさせていただいてございます。

先ほど代理搬入ということですが、原則的にはそちらについては無償ということではなくなってまいりますので、例えば拠点収集をやって、市の方が持ってきていただくということであれば、無料ということでも対応させていただいていますが、いろいろな搬入のやり方については今後少し協議させていただきますが、基本的には代理の搬入については無償ということではないということでございます。

○切敷光雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

4番、川上力議員。

○4番 川上 力議員 ありがとうございます。

確認ですが、どこかのステーションに集めたものが、行政でそういった搬入できない人のために代理で入れるということは大丈夫ということに理解してよろしいのでしょうか。

○切敷光雄議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、いわゆる事業者と個人という関係でございますので、この辺をはっきりと区分できるような形をとってほしい。それには各市町で取り扱い方法等について誤解のないように、また、間違いのないように取り扱う必要がある。そうでないと、代理搬入という形でどんどん持ち込まれる可能性もあるわけです。私どもこの施設を管理する者としてはその辺はきちっと明確な形をとっていかないと、あいまいな形

になるとトラブルのもとにもなりますので、この辺は市町と十分相談しながら、現に代理搬入ということなのかどうかということについては、それぞれの市町で検討していただいて、その中で取り扱いをしっかりと受ける側として検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○切敷光雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 0時57分 休憩

午後 0時57分 再開

#### ◎開議の宣告

○切敷光雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎管理者提出第1号議案ないし第9号議案の

##### 委員会付託の省略

○切敷光雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第1号議案ないし第9号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案ないし第9号議案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第1号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第1号議案 東埼玉資源環境組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第2号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第2号議案 東埼玉資源環境組合情報公開審査会条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第3号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第3号議案 東埼玉資源環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎管理者提出第4号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第4号議案 東埼玉資源環境組合個人情報保護条例制定について  
討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎管理者提出第5号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第5号議案 東埼玉資源環境組合情報公開・個人情報保護審議会  
条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎管理者提出第6号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第6号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎管理者提出第7号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第7号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第8号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第8号議案 平成29年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第3号）について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○切敷光雄議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第9号議案の討論、採決

○切敷光雄議長 管理者提出第9号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計予算について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○切敷光雄議長 挙手多数であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○切敷光雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎特定事件の議会運営委員会付託

○切敷光雄議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○切敷光雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

#### ◎閉議の宣告

○切敷光雄議長 以上で、今定例会の議事は全て終了いたしました。

#### ◎管理者挨拶

○切敷光雄議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 3月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、私よりご提案申し上げました9議案につきまして、慎重にご審議を賜り、原案のとおりご決定をいただき、まことにありがとうございます。

また、過日行われました（仮称）汚泥再生処理センター完成記念式典には公私ともお忙し

い中を多くの議員の皆様にご列席を賜り、改めて御礼を申し上げます。

間もなく新しい年度を迎えることとなります。本日もご決定を賜りました新年度予算を着実に執行し、引き続き効率的な組合運営に邁進してまいります。

議員の皆様におかれましては今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますよう、そして健康に十分ご留意いただき、一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

### ◎閉会の宣告

○切敷光雄議長 これにて、平成30年3月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時05分 閉会